

浄化槽保証制度に関する規約実施要綱

制定 平成 23 年 10 月 3 日

沿革 平成 25 年 5 月 10 日 平成 25 年 9 月 12 日 令和 2 年 3 月 31 日一部改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、新設される 50 人槽以下の浄化槽を対象とする浄化槽保証制度に関する規約の円滑な推進を図り、浄化槽に対する信頼を確保することを目的とする。

第 2 章 浄化槽中間立会検査制度

(中間立会検査)

第 2 条 浄化槽中間立会検査（以下「中間立会検査」という。）は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）の立会検査員が浄化槽工事業者（以下「工事業者」という。）が担う浄化槽本体の据付工事の適正な施工を確保するために行うものである。

(中間立会検査の申込み)

第 3 条 工事業者は、浄化槽の埋設日の 3 日前までに浄化槽中間立会検査申込書（様式第 1 号：立会検査員用）によりセンターに中間立会検査の申込みを行わなければならない。

2 工事業者が中間立会検査の日時等の変更を希望する場合は、土曜、日曜及び祝祭日を除き事前にセンターに連絡しなければならない。なお、中間立会検査の時間帯は、原則として午前 10 時から午後 4 時までとする。

(中間立会検査の事前準備)

第 4 条 工事業者は、立会検査員が現場でのベースコンクリート打設の確認を容易にするため、本体据付け時のベース上への敷砂は、全体でなく本体部分のみとする。

2 工事業者は、中間立会検査日までに、浄化槽の据付及び水張りを行うものとする。

(中間立会検査の実施等)

第 5 条 立会検査員は、中間立会検査結果報告書（様式第 2 号：立会検査員用）により必要事項を確認するものとする。

2 中間立会検査には、浄化槽設備士が立会うものとする。

3 工事業者は、浄化槽管理者からの委託を受けて中間立会検査実施後、法定検査の使用開始検査等申込書(センター送付用)を提出するものとする。

第 3 章 中間立会検査の特例

(中間立会検査の特例)

第 6 条 中間立会検査の特例として、特別認定設備士（以下「特認設備士」という。）による施工の確認を行うことで中間立会検査の円滑な運営を図る。

(特認設備士の認定要件)

第 7 条 センター会長（以下「会長」という。）は、次に掲げる事項を満たした者でなければ特認設備士として認定してはならない。

2 センターが開催する「新規登録設備士認定講習会」（以下「認定講習」という。）を受講した者

3 過去 2 年間浄化槽法及び建設業法等に違反行為がなかった者

(認定証の交付)

第 8 条 特認設備士の認定講習の受講を希望する者は、新規登録設備士認定講習会申込書（様式第 3 号）をセンターに提出しなければならない。

2 会長は、認定講習を受講した者に特別認定設備士証（様式第 4 号）を交付するものとする。

(特認設備士による中間立会検査)

第 9 条 特認設備士は、自ら施工する浄化槽工事に関して、中間立会検査を行うものとする。

2 特認設備士は、中間立会検査を行った場合、浄化槽中間立会検査申込書（様式第 1 号；特認設備士用）及び中間立会検査結果報告書（様式第 2 号；特認設備士用）並びに次に掲げる標識板を掲示した工程写真に、使用開始検査等申込書(センター送付用)を添付して、工事完了後 20 日以内にセンターに提出しなければならない。

(1) 設置場所

(2) 掘削工事（水替え・山留め等）

(3) 栗石地業

(4) 基礎コンクリート（コンクリート養生後含む）

(5) 本体据付工事（水準器による確認）

(6) 埋戻し工事（購入土等）

(7) スラブコンクリート工事

（施工不備の措置）

第10条 会長は、中間立会検査において施工に不備が疑われる場合には、浄化槽保証制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付託するものとする。

2 前項の規定は、工程写真で施工に不備が疑われる場合も同様に適用する。

（認定の取消）

第11条 会長は、特認設備士が法令、定款及び規約等の違反行為を行った場合、認定を取り消すことができる。

（製造業者への報告）

第12条 センターは、中間立会検査を行った浄化槽について当該浄化槽の製造業者に使用開始検査等申込書（センター送付用）の写しを送付するものとする。

（資料の保存）

第13条 センターは、中間立会検査結果報告書及び工程写真等の資料を11年間保存しなければならない。

第4章 浄化槽管理者等への引渡し立会

（浄化槽管理者等への引渡し立会）

第14条 浄化槽の引渡し立会は、浄化槽管理者（管理者が確定していない場合はハウスメーカー）に対し、浄化槽の使用に際して遵守すべき内容を周知することで適正な維持管理を確保するために行うものである。

（工事業者の役割）

第15条 工事業者は、浄化槽管理者に確認の上で、浄化槽維持管理等委託契約を交わしている保守点検業者及び清掃業者（以下「維持管理業者」という。）並びにセンターと引渡し立会日の調整を行うものとする。なお、立会日は、浄化槽使用開始前の初回の保守点検実施日を兼ねることが望ましい。

2 センターが引渡日に立会できない場合は、工事業者が浄化槽設置工事完了届（様式第5号）により確認を行い、センターに提出するものとする。

（センターの役割）

第16条 センターは、引渡し立会において、浄化槽設置工事完了引渡確認書（様式第6号）により確認するものとする。

2 浄化槽管理者に対しては、センターで作成した「浄化槽を使用される方へお願い」のパンフレット等を活用し、浄化槽の維持管理の必要性について説明を行うものとする。

（維持管理業者の役割）

第17条 維持管理業者は、浄化槽管理者に対して、浄化槽維持管理等委託契約書に明記されている保守点検及び清掃についての年間の回数と記録票の保管義務等について説明を行うものとする。

第5章 浄化槽水質保証制度

（水質保証）

第18条 浄化槽水質保証（以下「水質保証」という。）は、浄化槽からの放流水の水質検査（BOD検査）を行うことで、浄化槽の機能が正常に維持されていることを確認するために行うものである。

（水質保証の実施）

第19条 センターは、水質保証による水質検査を7条検査の概ね6ヶ月後に行うものとする。

2 前項の水質検査において、BOD値が30mg/Lを超える場合には、11条検査の概ね6ヶ月後に2回目の水質検査を行うものとする。ただし、11条検査のBOD値が30mg/L以下の場合を除く。

3 2回目の水質検査でBOD値が30mg/Lを超える場合は、現地調査と必要に応じてノルマルヘキサン抽出物質等の検査を実施して超過原因の調査にあたるものとする。

4 会長は、前項に規定する超過原因の調査結果を審査委員会に報告するものとする。

（保証シールの交付）

第20条 水質保証による水質検査において、BOD値が基準値内と確認された場合は、センター保証シール（様式第7号）を当該浄化槽の委託契約を交わしている保守点検業者に交付するものとする。

第6章 浄化槽工事保証制度

(工事保証)

第21条 浄化槽工事保証（以下「工事保証」という。）は、浄化槽の設置状況に異常があると認められた場合、修補等の措置を講じることで浄化槽の機能の正常化を図るために行うものである。

(工事保証の登録)

第22条 センターは、工事業者から使用開始検査等申込書(センター送付用)が送付された時点で工事保証の登録を受付けたものとする。

2 前項に規定する登録を受付けた浄化槽のうち10人槽以下については、センターから一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）が実施している浄化槽機能保証制度に登録の申請を行うものとする。

(工事保証の保証期間)

第23条 工事保証による保証期間は、浄化槽の使用開始の日から3年とする。ただし、10人槽以下の浄化槽については、10年とする。

(工事保証の対象)

第24条 工事保証の対象となる浄化槽は、浄化槽管理者からの申立てにより浄化槽が施工に起因する漏水、破損、変形等による機能異常が判明した場合に修補等を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合には保証は行わないものとする。

- (1) 浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合
- (3) 地盤の変動、土砂崩れ等地盤の組織、地質又は地形に起因した事由による場合
- (4) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- (5) 浄化槽管理者等の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- (6) 通常使用による消耗等による場合
- (7) 植物の根等の成長による場合
- (8) 浄化槽工事の技術上の基準に合致しない施工による場合

(保証申立ての審査等)

第25条 会長は、浄化槽管理者から保証申立書(様式第8号)を受付けた場合、7条及び11条に規定する検査結果を確認するとともに速やかに当該浄化槽の現地調査を行った上で、審査委員会に付託するものとする。

2 会長は、審査委員会から工事保証の対象となる旨の報告を受けた場合、申立者に対し修補決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(修補等の費用)

第26条 修補等に要する費用の負担については、当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置に要するもので、保証基金積立資産から支払うものとする。

2 前項に規定する1基当たりの修補等の限度額は、環境省が定める「浄化槽循環型社会形成推進交付金取扱要領」のうち、人槽毎の基準額を超えない範囲とする。

第7章 浄化槽保証制度審査委員会

(審査委員会)

第27条 審査委員会は、保証制度の業務に係る審査等を行うため設置するものである。

(審査委員会の所掌事務)

第28条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中間立会による施工不備に関すること
- (2) 水質保証によるBOD値超過に関すること
- (3) 工事保証による保証申立ての審査に関すること
- (4) その他全浄連の地方審査委員会の審査に関すること

(審査委員会の開催)

第29条 会長は、前条に規定する案件について事前調査等を行った上で、審査委員会に付託するものとする。

2 審査委員会の委員長は、付託を受けて審査した結果を会長に報告しなければならない。

第8章 要綱の改正等

(要綱の改正)

第30条 この要綱の改正は、理事会において承認を得なければならない。

(補足)

第31条 この要綱の施行に関し、必要事項は会長が定めることができる。

附 則

この要綱は、一般社団法人兵庫県水質保全センターの設立の登記の日（平成 23 年 10 月 3 日）から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、要綱第 22 条第 2 項により登録された 10 人槽以下の浄化槽については、平成 25 年 10 月 1 日以降に登録されたものについて適用する。

2 浄化槽工事業者から浄化槽管理者等への引渡しに関する運営要領は廃止する。

様式第1号

浄化槽中間立会検査申込書

(立会検査員用)

使用開始検査等申込書NO:

申込先: 一般社団法人兵庫県水質保全センター TEL: (078)306-6021 FAX: (078)306-6038

中 間 立 会 申 込 書			受 付 番 号			
申 込 日	年 月 日		申 込 担 当 者			
設 置 者 氏 名						
設 置 場 所						
工 事 立 会 申 込 業 者	業 者 名		会 員 番 号			
	担 当 設 備 士 氏 名		TEL:			
	特 別 認 定 設 備 士 証 認 定 番 号	第 号		FAX:		
申 請 書 施 工 事 業 者	業 者 名		会 員 番 号			
本 体 仕 入 先	業 者 名		会 員 番 号			
取 扱 業 者	業 者 名		会 員 番 号			
メ ー カ ー 名			型 式			人 槽
国・地方自治体の助成金に係る保証制度適用 (どちらかを○で囲んで下さい)				有		無
立 会 希 望 日	年 月 日		午 前 時 ・ 午 後 時			
現 場 で 必 要 な 道 具 (○で囲んで下さい)	ヘルメット・防護メガネ・安全带・安全靴・脚絆・車止め・その他() 無し					
当日現場での連絡先TEL:						
地 図 別 途 添 付 必 須						
様式第2号		中間立会検査結果報告書				
チ ェ ッ ク 事 項			浄 化 槽 埋 設 時 の 確 認 事 項			
設 置 届 の 届 出 確 認	済	未 了	グ リ 石 地 業 の 確 認	済	未 了	
グ ラ ン ド ラ イ ン の 確 認	済	未 了	ス テ コ ン ク リ ー ト 打 設 の 確 認	済	未 了	
導 入 管 底 の 確 認	GL-	m/m	槽 本 体 の 水 平 の 確 認	済	未 了	
放 流 管 底 の 確 認	GL-	m/m	水 張 り の 確 認	済	未 了	
嵩 上 げ 寸 法 の 確 認	GL-	m/m	水 締 め の 確 認	済	未 了	
本 体 据 付 工 程 写 真 の 確 認	済	未 了	埋 戻 ・ 水 締 工 程 写 真 の 確 認	済	未 了	
特記事項・埋め戻し用(購入土等)、水準器他、設備士証の確認等、所見記入欄						
浄 化 槽 製 造 番 号						
以上のおり、確認しました。 年 月 日						
立会検査員 氏名						印

様式第1号

浄化槽中間立会検査申込書

(特認設備士用) : 認定番号

使用開始検査等申込書NO :

申込先 : 一般社団法人兵庫県水質保全センター TEL : (078)306-6021 FAX : (078)306-6038

中 間 立 会 申 込 書			受付番号					
申 込 日	年 月 日		申込担当者					
設 置 者 氏 名								
設 置 場 所								
工 事 立 会 申 込 業 者	業 者 名			会 員 番 号				
	担当設備士氏名			TEL :				
	特別認定設備士証認定番号	第	号	FAX :				
申請書施工事業者	業 者 名			会 員 番 号				
本体仕入先	業 者 名			会 員 番 号				
取扱業者	業 者 名			会 員 番 号				
メーカ一名		型 式						人槽
国・地方自治体の助成金に係る保証制度適用 (どちらかを○で囲んで下さい)				有				無
立会希望日	年 月 日		午前	時	・	午後	時	
現場に必要な道具 (○で囲んで下さい)	ヘルメット・防護メガネ・安全带・安全靴・脚絆・車止め・その他 () 無し							
当日現場での連絡先TEL :								
地 図 別途添付必須								

様式第2号

中間立会検査結果報告書

チ ェ ッ ク 事 項			浄化槽埋設時の確認事項		
設置届の届出確認	済	未了	グリ石地業の確認	済	未了
グラウンドラインの確認	済	未了	ステコンクリート打設の確認	済	未了
導入管底の確認	GL-	m/m	槽本体の水平の確認	済	未了
放流管底の確認	GL-	m/m	水張りの確認	済	未了
嵩上げ寸法の確認	GL-	m/m	水締めの確認	済	未了

特記事項・水張り、埋め戻し用(購入土等)、水準器他、設備士証の確認等、所見記入欄

浄化槽 製造番号	
-------------	--

以上のとおり、確認しました。
年 月 日

特認設備士 氏名

印

(様式第3号)

新規登録設備士認定講習会申込書

年 月 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 様

私は、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第8条第1項の規定に基づき下記の新規登録設備士認定講習会の受講を申し込みます。

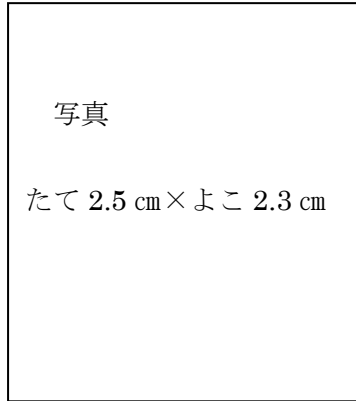
記

講習会受講予定日	年 月 日
申込者	会社名 _____ 所在地 _____ 電話 _____ () _____ FAX _____ () _____ 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
浄化槽設備士資格	設備士免状交付日 年 月 日
	設備士免状番号 第 _____ 号

(様式第4号)

認定番号
第 号

特別認定設備士証



氏名 _____
会社名 (_____)
設備士免状番号 第 _____ 号

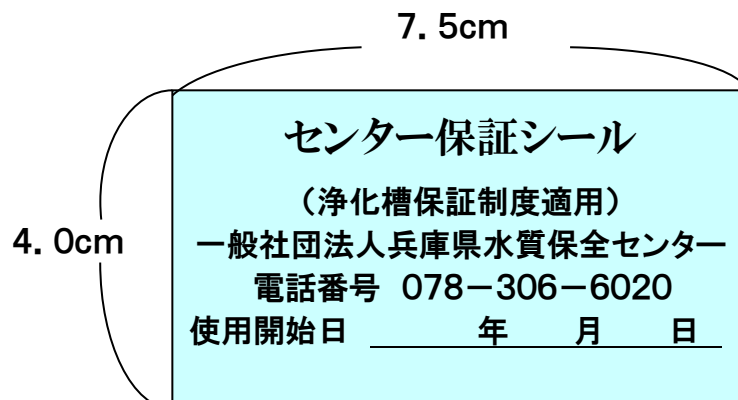
貴方は、 年 月 日開催の浄化槽保証制度に関する規約
実施要綱に基づく新規登録設備士認定講習会を修了しましたので、
特別認定設備士証を交付します。

年 月 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター
会 長 ○ ○ ○

たて 5.5 cm × よこ 9.1 cm

(様式第7号)



(様式第5号)

年 月 日

浄化槽設置工事完了届(工事業者用)

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 様

届出者(法人にあつては、名称及び代表者名)

住 所 _____

名 称 _____

氏名(代表者名) _____ 印

電 話 _____ () _____

浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第15条第2項の規定に基づき届出します。

(使用開始検査等申込書 No. _____)

設 置 場 所					
工事完了年月日	年	月	日		
用 途 別 区 分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 一般事務所 <input type="checkbox"/> 店舗(種別: _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)				
浄化槽使用者	住 所				
	氏 名			使用者人数	人
浄化槽管理者	住 所				
	氏 名				
※1) 使用開始年月日	年	月	日		
浄化槽の種別	方式 _____ 人槽 _____				
製 造 業 者	会員番号 _____				
	社 名 _____			届 出 番 号	_____
保 守 点 検 業 者	会員番号 _____				
	社 名 _____			登 録 番 号	_____
清 掃 業 者	会員番号 _____				
	社 名 _____			許 可 番 号	_____
工 事 業 者	会員番号 _____				
	社 名 _____			届出(登録)番号	_____
浄化槽設備士	社 名 _____				
	氏 名 _____			免 許 番 号	_____
※2) 審査	局 長	部 長	課 長	立会者	立会日及び場所
					年月日 _____ 年 月 日
					場 所 _____
※2) 備 考 _____					

※1: 建売物件等で1年以上入居者が決定しない場合には、「使用開始年月日」に変えて「工事完了引渡予定日」を記載する。

※2: 審査欄及び備考欄はセンター記入欄

注: 一般社団法人兵庫県水質保全センターは、個人情報保護法に基づき浄化槽設置工事完了届に関して事業目的以外に使用しないことを確約します。

(様式第6号)

年 月 日

浄化槽設置工事完了引渡確認書

(センター確認用)

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第16条第1項の規定に基づき、以下の浄化槽の維持管理契約等を確認します。

(使用開始検査等申込書 No. _____)

設置場所					
工事完了年月日	年 月 日				
用途別区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 一般事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 (種別: _____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
浄化槽使用者	住所				
	氏名			使用者人数	人
浄化槽管理者	住所				
	氏名				
使用開始年月日	年 月 日				
浄化槽の種別	方式 _____ 人槽				
製造業者	会員番号				
	社名			届出番号	
保守点検業者	会員番号				
	社名			登録番号	
清掃業者	会員番号				
	社名			許可番号	
工事業業者	会員番号				
	社名			届出(登録)番号	
浄化槽設備士	社名				
	氏名			免許番号	
審査	局長	部長	課長	立会者	工事完了引渡確認日
					年月日 _____ 年 月 日
					場所 _____
備考					

注：一般社団法人兵庫県水質保全センターは、個人情報保護法に基づき浄化槽設置工事完了届に関して事業目的以外に使用しないことを確約します。

(様式 8 号)

保 証 申 立 書

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 様

この度、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第 25 条の規定に基づき、以下の浄化槽の機能異常等について保証申立てをいたします。

[申立者]

申 立 年 月 日	年 月 日
申 立 者	氏 名 _____ ⑩
	住 所 _____
	電 話 _____ ()
	F A X _____ ()

[申立内容]

設 置 場 所	
設 置 者 氏 名	
保 証 登 録 番 号 (使用開始検査等申込書 NO)	
製 造 業 者	会員番号
工 事 業 者	会員番号
保 守 点 検 業 者	会員番号
清 掃 業 者	会員番号
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
機 能 異 常 等 の 状 況	
別 添 資 料 記 載 欄	

(様式9号)

年 月 日

修 補 決 定 通 知 書

保証申立者 様

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長

この度、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第25条第2項の規定に基づき、申立てのありました以下の浄化槽の機能異常等について修補を行うことを、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

設 置 場 所	
設 置 者 氏 名	
保 証 登 録 番 号 (使用開始検査等申込書 NO)	
保 証 決 定 理 由	
実 施 す べ き 修 補 の 内 容	
修 補 額 の 見 込 み 額	